被災地等における安全・安心の確保対策 フォローアップ(概要)

平成23年5月11日現在

1 被災地等の治安回復・維持

○ 被災地等における犯罪の取締り機能の回復・維持

- ・ 被災地の警察官約8,000人に加え、全国から応援部隊約4,400人(特別機動捜査派遣部隊 及び地域警察特別派遣部隊を含む。)を派遣し、警戒・警ら活動等を実施
- 被災地周辺海域の船艇・航空機による災害救助活動等に合わせ、不法行為の監視取締り

○ 震災に便乗した悪質商法、義援金名目の詐欺、環境犯罪等への対策

- 震災に便乗した犯罪を11件検挙(4月30日現在)
- ・ (独)国民生活センターに「震災に関連する悪質商法110番」を開設し、469件の相談に対応(4月30日現在)

○ 避難所における防犯対策、相談への対応等

- ・ 全国から女性警察官等を派遣し、避難所における防犯指導、被災者からの相談への対応 等の被災者支援活動を実施
- ・ 避難所を巡回する「移動交番」を開設し、防犯情報の提供、被災者からの相談への対応 等を実施

○ 流言飛語への対応

- ・ ウェブサイト·ラジオ·壁新聞等を通じ、デマ情報や悪質商法等の注意喚起、相談窓口等 の情報を提供
- インターネット上の法令や公序良俗に反し、被災者等の安全を脅かし、又は著しく不安感を高める悪質な情報について、サイト管理者等に対し、表現の自由を尊重しつつ自主的に適切な措置を採ることを要請

2 復旧期における治安回復・維持

○ 仮設住宅、新設店舗等の防犯対策

- ・ 仮設住宅の入居者等に対する犯罪情報・地域安全情報の提供や防犯指導を実施予定
- 関係業界団体を通じ、防犯性能の高い店舗づくりに努めるよう働き掛ける予定

○ 復旧活動に伴う事故の防止と円滑な交通流の確保

- 都道府県警察に対し、復旧活動に従事する車両等の制限外積載許可に際し適切な指導を 行うよう指示